

独立行政法人地域医療機能推進機構医学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の病院（以下「病院」という。）における日本国内の大学の医学部医学科に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な医師を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 奨学金の貸与及びそれに係る債権管理等は、奨学金制度を活用する病院（以下「貸与病院」という。）が行うものとし、貸与及び免除の額は、当該貸与病院が負担するものとする。

2 貸与病院は、別に定める医師不足が極めて深刻な地方病院を対象とする。ただし、医師確保のために特に必要と理事長が認める病院にあっては、この限りではない。

(貸与対象要件と人数)

第3条 奨学金の貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 日本国内の大学の医学部医学科に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができる者
  - 二 貸与病院が指定する診療科（内科、総合診療科、外科、整形外科、救急科、麻酔科を対象とし、その他の科の場合は本部協議を行い、理事長の承認を受けるものとする）を希望する者で、医師免許取得後、貸与病院が指定する医療機関で医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を修了し、将来、貸与病院において常勤職員として勤務することを希望する者
  - 三 初期臨床研修修了後に、貸与病院が指定する大学医局に入局する者
- 2 都道府県地域枠で入学した学生は、本制度の対象外とする。
- 3 貸与人数は、募集の前に理事長の承認を受けるものとする。

(貸与申請)

第4条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、貸与病院の院長（以下「院長」という。）に対し、奨学金貸与申請書（様式第1号）に院長が別に定める

書類を添付し申請するものとする。

(奨学生の決定)

第5条 院長は、対象者と面接を行い、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定する。

2 院長は、奨学生に対して、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学金の貸与額は、月額30万円の範囲で貸与病院が決定する。ただし、地域の医学生を対象とした奨学金の貸与状況を踏まえ、当該貸与額を超える額の貸与を希望する場合には、理事長の承認を受けた金額を限度として貸与することができる。

2 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から大学を卒業する年度までの修業年限とする。すでに大学に在籍している学生から貸与申請の希望がある場合は、院長の判断により個別に対応することができる。

(貸与方法及び利息)

第7条 奨学金は、月々貸与するものとし、その他貸与に関する方法は、貸与病院が別に定めるものとする。

2 奨学金の利息の額は、貸与を開始した日の属する月の翌月から貸与期間を満了した日の属する月（第9条に該当する場合にあっては、奨学生の資格を取り消された日の属する月）までの期間の月数に応じ、貸与された奨学金の全額に年10%の割合を乗じて計算した額とする。

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消)

第9条 院長は、奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

一 新たな学年に進級できないとき

二 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当で

ないと判断したとき

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学生が医師免許取得後、貸与病院において、貸与病院があらかじめ指定した診療科の常勤職員として第6条第2項に定める貸与期間相当の期間に1.5を乗じて得た期間（以下「返還債務免除勤務期間」という。）勤務したときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、院長は、1.5年の勤務につき1年分の奨学金の返還の債務を免除するものとする。なお、1.5年に満たない期間は、返還債務免除勤務期間に含まない。

3 院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合は、奨学金の返還の債務の全額又は一部を免除することができる。

4 院長は、前3項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、本人及び連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

5 前4項の規定により返還を免除する債務は、第6条第1項に定める奨学金の元金及び第7条第2項に定める利息とし、併せて免除するものとする。

(返還債務免除勤務期間の通算)

第12条 次に掲げる期間は、返還債務免除勤務期間に通算する。

一 初期臨床研修期間中、貸与病院において勤務した期間

二 基本領域学会専門医及び総合診療専門医となるための一般社団法人日本専門医機構が認定するプログラム（以下「専門研修」という。）期間中、貸与病院において勤務した期間

三 専門研修修了後、院長が必要と認めて院長の命令により他の医療機関に勤務した期間

2 奨学生は、初期臨床研修修了後の翌月から起算して15年以内（次条に掲げる一時中断期間を含む）に、返還債務免除勤務期間を終えることとする。

(返還債務免除勤務期間の一時中断)

第13条 院長は、奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できない場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。

2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

(返還)

第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額に第7条第2項の利息を付した額（第11条第2項又は第3項に該当する場合には、返還の債務を免除した額を減じた額）を一括で返還しなければならない。

- 一 第9条の規定により奨学生の資格が取り消されたとき
- 二 貸与病院があらかじめ指定した診療科以外を専攻したとき
- 三 原則として、大学を卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき
- 四 返還債務免除勤務期間を満たさずに退職するとき
- 五 地域医療機構の就業規則に著しい違反行為があったとき

2 前項にかかわらず、やむを得ない事情により一括返還できないと院長が認めた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、院長並びに奨学生及び連帯保証人は、分割返済にかかる書面を作成するものとする。

3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づいて算定した延納利息を徴収することができる。

(延滞金)

第15条 院長は、奨学生が、前条第1項に規定した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、会計規程第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(紛争対応)

第16条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

(貸与要領の作成)

第17条 院長は、この規程に基づき奨学金の貸与を行う場合には、次の各号に

掲げる事項に関する奨学金貸与要領を作成しなければならない。

- 一 奨学金の貸与対象要件と人数に関する事項
- 二 奨学金の貸与申請に関する事項
- 三 奨学生の決定に関する事項
- 四 奨学金の額及び貸与期間に関する事項
- 五 奨学金の貸与方法及び利息に関する事項
- 六 保証人に関する事項
- 七 奨学生の資格の取消に関する事項
- 八 奨学生の辞退に関する事項
- 九 奨学金の返還の債務の免除に関する事項
- 十 奨学金の返還債務免除勤務期間の通算に関する事項
- 十一 奨学金の返還債務免除勤務期間の一時中断に関する事項
- 十二 奨学金の返還に関する事項
- 十三 延滞金に関する事項
- 十四 紛争対応に関する事項

(奨学金管理台帳の作成)

第18条 院長は、奨学生ごとに奨学金管理台帳（様式第6号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還の債務を免除した場合、一時中断した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、返還債務免除勤務期間終了後又は返還終了後5年間保存しなければならない。

(本部への報告)

第19条 院長は毎年度末に、当該年度の貸与人数等の貸与状況及び奨学金貸与に係る債権の管理状況について、地域医療機構本部に対し報告をしなければならない。

(その他)

第20条 奨学金の貸与に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、会計規程その他地域医療機構の関係規程等の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 奨学金の貸与を開始するために必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。